

令和6年度

特殊詐欺を撃退する電話機等を 購入する費用を補助します

音声メッセージ機能付きの固定電話機や外部接続機器をご家庭に備えて、特殊詐欺被害を未然に防ぎましょう。

対象機器 令和6年4月1日以降に購入した以下の機能をすべて満たす機器
①呼出し時に、相手に音声メッセージが流れる機能
②通話内容を自動で録音する機能
※補助の対象となる機器については裏面をご覧ください。

受付期間 令和6年10月1日(火曜日) から 令和6年12月27日(金曜日)
先着順に受け付け、予算額に達した時点で終了します。

対象者 以下の要件をすべて満たす方
○仙台市内に住所があり、かつ、居住していること。
○申請年度内において、満65歳以上であること。
○高齢者のみの世帯 または 高齢者と同居しているが、
高齢者が電話受けやすい時間帯がある世帯であること。
○国、県などから撃退装置等の貸し出しを受けていないこと。
○国、県、宮城県警察などから同種の補助金の交付を受けていないこと。
○世帯全員が暴力団員等ではないこと。
○市税の滞納がないこと。

補助額 購入費用の2分の1 (上限7,000円、100円未満切り捨て)
ただし、付属品の購入費用や機器の設置費用、維持費用は対象外です。

<申請先・問合せ先>

仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル9階

仙台市 市民局 生活安全安心部 市民生活課

電話 022-214-6148



仙台市ホームページ

補助の対象となる撃退装置等とは

補助の対象となる「撃退装置等」とは、特殊詐欺等被害の未然防止に役立つ次の機能を全て有する固定電話機 または 固定電話機に外部接続する機器です。



機能 1 電話の着信時に、相手方に通話の内容を録音する旨の警告メッセージが流れる機能

警告メッセージの例) 「この通話は迷惑電話防止のため録音されます」

機能 2 通話内容を自動で録音する機能

ただし、リサイクルショップなどで購入した中古品や、インターネットオークション、フリマアプリなどの個人間売買により購入した機器は補助の対象になりませんのでご注意ください。

※補助の対象となる機器は別紙「補助対象機器一覧」をご覧ください。

※リストに記載がない機器でも、上記の2つの要件を満たす機器は補助金の対象となります。

機器を設置しても、特殊詐欺の被害を完全に防止できるものではありません。特殊詐欺が疑われる電話を受けたときは、家族や警察などにご相談ください。

